

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和8年6月18日

青森地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 犯罪被害財産支給手続番号 青森地方検察庁 令和8年第1号
- 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和8年6月18日
- 支給対象犯罪行為の範囲
 - 支給対象犯罪行為が行われた期間
令和7年7月25日頃から同年8月13日までの間
 - 支給対象犯罪行為の内容
氏名不詳者らが被害者方に電話をかけ、クレジットカードが不正利用されているので、キャッシュカードやクレジットカードを送付してほしいなどと嘘を言い、キャッシュカード等をレターパックで被告人宛に送付させた後、被告人が、同キャッシュカードを使用して、現金自動預払機から現金を引き出して盗んだ行為
- 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - 犯人が被害者に対して名乗った氏名
マツイ、モリ、ヤマモト、サクライ
 - 主な犯行態様
 - イ オンカード社員や警察官等を装って被害者方に電話をかけ、「クレジットカードが不正利用されている、あなたの口座からお金が引き出された可能性がある、確認のためにキャッシュカードやクレジットカードを送付してもらう必要がある。」などと嘘を告げる。
 - イ 被告人宛にキャッシュカード等を送付させるとともに、暗証番号を聞き出す。
 - ウ 上記ア及びイの方法で不正に入手したキャッシュカードを現金自動預払機に挿入し、被害者名義の金融機関口座から現金を引き出して窃取する。
- 開始決定の時の給付資金の額 金50万円

6 支給申請期間 令和8年6月18日から令和8年8月18日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 裁判所名 青森地方裁判所弘前支部
- (2) 裁判年月日 令和8年3月3日
- (3) 確定年月日 令和8年3月18日
- (4) 被告人氏名 阿保 順子
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)

被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、正当な払戻権限がないにもかかわらず、令和7年8月1日から同月13日までの間、青森県弘前市内の3か所において、各所に設置された現金自動預払機に、詐取した他人名義のキャッシュカード5枚を挿入して各機を作動させ、現金合計904万9,000円を引き出して窃取した。

(罪名) 窃 盗

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒030-8545 青森市長島1丁目3番25号

青森地方検察庁 被害回復給付金事務担当

電話番号 017-722-5211（代表）

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（青森地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る判決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（青森地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。